

医学研究センター

医学研究センター

松下 祥
(センター長)

医学研究センターは以下の7部門で構成され、それぞれが異なる視点から研究を支援している。

- 1) 研究支援管理部門 : 外部資金獲得の支援や学内グラントに関わる。
- 2) 知財戦略研究推進部門 : 知的財産の管理やTLO活動に関わる。
- 3) 共同利用施設運営部門 : 各種共同利用施設の運営に関わる。
- 4) 安全管理部門 : RI, DNA, 薬物, 環境, 動物, 感染など, 研究活動における安全管理に関わる。
- 5) フェローシップ部門 : 大学院生以上助手未満への経済的支援に関わる。
- 6) 研究主任部門 : 基本学科と医学研究センターの情報共有に関わる。
- 7) 研究評価部門 : 研究活動の内部評価や外部評価に関わる。

全キャンパス両学部から選出された構成員からなる運営会議を月に1度開催し、活動している。部門内での会議も適宜開催されている。

平成26年度は複数の重要な研究倫理問題が国内で発生し、国レベルでそのような事案の発生を防止するために、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」が動き始めた。「公的研究費の管理・監査のガイドライン」への対応とともに、大学は体制整備に迫られた年度であった。「研究倫理の管理・監査の学内責任体制」と「競争的資金の管理・監査の学内責任体制」をそれぞれのガイドラインへの対応体制として整えると同時に、各組織に研究倫理教育責任者とコンプライアンス推進責任者を置いた。また、各種規程の見直し作業を行った。

従前より存在した学内規程によって、医学研究センターはこのような事案が発生した場合には、調査、処分、公表、再発防止を担当することになっている。しかし、発生を予防する活動が重要であることは言うまでもない。26年12月には「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」が公表されて27年度から施行されることも重なって、新たな管理組織の必要性が大学・法人間および教員・職員間で共通に認識されるようになった。その結果生まれたのが、リサーチアドミニストレーション(RA)センターである。センター長(理事)、副センター長(教員)、専任教授1名、専任准教授1名、専任職員、兼任職員が配置される予定である。

RAセンターは27年度から正式に活動を開始するが、以下を主な活動内容とする。

- 1) 諸規程の整備
- 2) 大学倫理審査委員会支援
- 3) 大学COI管理委員会支援
- 4) 研究不正の防止
- 5) 研究費の適正使用
- 6) 研究費の獲得
- 7) 研究に係る診療組織との連携
- 8) 研究に係る教育とモニタリング
- 9) 外国為替及び外国貿易法への対応
- 10) その他研究の推進と管理に係ること

その活動については本誌においても随時紹介していきたい。